

6 文科高第 1 3 4 号
令和 6 年 4 月 1 9 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長
寺 門 成 真

文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業
の種類を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

このたび、別添 1 のとおり、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成 20 年文部科学省告示第 1 4 1 号）の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 5 3 号）が令和 6 年 3 月 2 9 日に公示され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されました（一部令和 7 年 4 月 1 日施行）。

改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただくようお願いいたします。

なお、この告示の施行の際、現に文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為に収益事業の種類を定めている場合には、今回の改正に伴う寄附行為変更の手続きは必要ありません。

記

改正の概要

統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類及び私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）の改正に伴い所要の措置を講ずるものであること。

別添資料

- 【別添 1】文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 5 3 号）（告示）
- 【別添 2】文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成 2 0 年文部科学省告示第 1 4 1 号）（告示）
- 【別添 3】令和 6 年 3 月 2 9 日（金曜日）官報号外第 8 0 号より抜粋（官報）

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

○文部科学省告示第五十三号

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示
文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 私立学校法第十九条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一〜六 「略」</p> <p>第二条 収益事業の種類は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次条において「日本標準産業分類」という。）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p>	<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一〜六 「同上」</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件
(平成20年文部科学省告示第141号)

[改正沿革] 平成12年告示181号, 平成20年告示141号, 平成28年告示96号, 令和6年告示53号

※下線部分は改正部分

第1条 私立学校法第十九条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項, 第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類(次条において「日本標準産業分類」という。)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業, 林業
- 二 漁業
- 三 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業, 郵便業
- 九 卸売業, 小売業
- 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- 十一 不動産業(「建物売買業, 土地売買業」に関するものを除く。), 物品賃貸業
- 十二 学術研究, 専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業, 飲食サービス業(「料亭」, 「酒場, ビヤホール」及び「バー, キャバレー, ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- 十四 生活関連サービス業, 娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
- 十五 教育, 学習支援業
- 十六 医療, 福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

○文部科学省告示第五十三号
 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

文部科学大臣 盛山 正仁

令和六年三月二十九日
 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示
 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百一十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 私立学校法第十九条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>一～六 「略」</p> <p>第二条 収益事業の種類は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次条において「日本標準産業分類」という。）に定めるものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八 「略」</p>	<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>一～六 「同上」</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるものうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。
 附 則
 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。